

北九州市農業委員会

第9回西部部会会議

(令和3年度7月部会会議)

議 事 録

令和3年7月9日(金)

**北九州市農業委員会**  
**第9回西部部会会議（令和3年度7月部会会議） 議事録**

**1 日 時** 令和3年7月9日（金）午後2時25分～午後2時52分

**2 場 所** 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

**3. 出席委員及び欠席委員**

・出席委員 20名

農業委員 8名

本田 春 夫	大庭 喜 重	田 中 義 一	久 野 善 隆
倉 成 保 彦	久保田 晴 彦	木 原 幹 雄	原 田 智 弘

農地利用最適化推進委員 12名

福 田 甚 裕	梅 崎 正 和	千々和 義 孝	浦 邊 愛 二
小 水 利 明	松 浦 正 伸	大 場 利 美	平 川 孝 男
善 明 勝 之	大 庭 研 次	栗 山 重 隆	宮 野 誠 司

・欠席委員 1名

農地利用最適化推進委員 1名

秋 山 誠

**4. 事務局出席者**

橋 本 事務局長	篠 田 次長	吉 田 係長	江 口 主査
----------	--------	--------	--------

**5. 議 事**

**(1) 農地法関係**

**<議案>**

議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第20号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について	27件

**<報告>**

報告第40号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	5件
報告第41号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	7件
報告第42号	農地法第18条第6項の規定による合意解除通知について	1件
報告第43号	非農地証明願について	2件

**(2) 一般議案** なし

**6. 傍聴人** なし

事務局

それでは、会議の進行につきましては部会長にお願いします。

議 長

ただ今より、第9回西部部会会議を開催します。まず、出席委員の確認です。本日の出席委員は20名です。欠席の委員は、16番秋山委員の1名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。今回の署名委員は、8番の田中委員、14番の倉成副部会長です。よろしくお願いします。

本日の部会会議はコロナウイルス感染防止対策のため、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと思いますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認願います。

次に議案の審議です。報告事項は事務局による個別の内容の説明は省略いたします。

では、はじめに1頁の議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案1件です。

この件について、第2調査委員会で事前審査をしました。倉成調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第19号の3条許可申請について、ご報告いたします。

申請地については、譲受人が果樹栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

(異議なし)

議 長

ご異議は無いようですので、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することにします。

議 長

次に、2頁から9頁の議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」、本議案は農用地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。

この件について、第2調査委員会で事前審議をしましたので、その意見を倉成調査長より報告願います。

調査長

議案第20号について、ご報告いたします。

農用地利用集積計画について、委員会に置いて審議しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

(異議なし)

議 長                   ご異議は無いようですので、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」は、原案どおり了承することにします。

議 長                   以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。  
他になければこれで農地法関係の議案等審議を終わります。

(意見なし)

議 長                   それでは、一般議案に移ります。  
今回、報告事項が1件あります。事務局から説明をお願いします。

事務局                  ご報告いたします。「北九州市農業経営継承農家支援金」の令和3年度の推薦候補者について、口頭にてご紹介させていただきます。

                          昨年度より、北九州市では、既存農家の経営を継承し、持続的に産地の維持及び拡大を図る農業者に対して、支援資金を交付する「北九州市農業経営継承農家支援金」事業を開始しました。

                          支援額は1件あたり年間最大80万円で、最大で3年間支援を受けることが可能です。昨年度は2件分の予算でしたが、今年度も2件分の予算がつき、合計4件分となっております。

                          本事業への応募に際しては、農業委員会からの推薦が必要で、推薦要件は、北九州市内で農業を営む親族からその農業を継承して5年未満の者で、「発展的な農業経営改善を志し」なおかつ「地域営農のリーダーを目指している」と認められる者です。

                          そこで、東部地区、西部地区のそれぞれから推薦候補者を募りましたところ、東部地区ならびに西部地区から募集枠と同数の各1名ずつの推挙がありました。そのため、今回は推薦候補者の選考会議は行っておりません。

                          また、昨年度採択した2名についても、支援金制度の趣旨に沿い、今年度も引き続き推挙いたしたいと考えます。

                          については、「西部地区」の推薦候補者となった2名の方を紹介いたします。

(事務局より候補者の概要を紹介)

                          今後のスケジュールですが、東部地区及び西部地区からの推薦者4名(新規2件、継続2件)が決定しましたら、速やかに農林課に報告、順次、申請書類の提出に取り掛かっていただく予定です。なお、申請書の提出期限は9月末です。

                          以上でございます。

議 長                   それでは、その他の事項にはいりません。事務局からお願いします。

事務局                  それでは、お手元の「遊休農地調査(荒廃農地調査)の見直しについて(概要)」という資料をご覧ください。

                          これは、先月、国から出された文書になりますが、今年度から遊休農地の調査を見直すということになっております。

                          1の遊休農地調査と荒廃農地調査の統合について、にあるようにこれまで調査し

ていただいております「利用状況調査（遊休農地調査）」と市が主体的に行っており、「荒廃農地調査」を統合して、合わせて農業委員会から報告することになったというものです。

現段階では、遊休農地調査（荒廃農地調査）の見直しについての内容の詳細が固まっていないため、今後予定されている説明会の内容を受けて8月以降に今年度の遊休農地の調査についての具体的な説明をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長

皆様から何か意見があればお伺いしたいと思います。

(意見なし)

議 長

それでは、これで第9回西部部会会議を終了します。お忙しい中、ありがとうございました。